



## 連結納税制度からグループ通算制度への移行

**ASAHI IPO NEWS LETTER** は、IPOを目指す企業向けに税務・会計に関する情報提供を目的として発行しています。当NOでは令和2年度税制改正の目玉である連結納税制度の改正を取り上げます。100%のグループ子会社がある上場準備会社にとって検討を要する改正です。

### <Point>

- ◆ グループ内に欠損法人がある場合、連結納税ないしグループ通算制度を導入することで税負担の減少が図れます！
- ◆ グループ通算制度への移行前に連結納税制度を開始した方がよい企業グループがあります！
- ◆ 3月決算の企業グループが令和3年4月1日開始事業年度から連結納税制度を始める場合、3カ月前の令和2年12月31日までに申請書を提出する必要があります！

### 1. 改正の背景

令和4年4月1日以後開始される事業年度より連結納税制度に代わりグループ通算制度が適用される。連結納税制度は、損益通算のメリットがあるにもかかわらず、税額計算事務の煩雑性や税務調査後の修正・更正等の手間等から採用していない企業グループが多い。そのため連結納税制度に代え、損益通算等の効果を維持しつつ、企業グループ内の各法人を納税単位とすることで事務手続きの軽減を図る「グループ通算制度」へ移行することとなった。

### 2. 主な変更点

項目	連結納税制度（現行）	グループ通算制度（改正）
名称	連結納税制度	グループ通算制度
申告・納付	親法人が連結所得に対する法人税の申告及び納付を行う。	親法人及び各子法人が法人税の申告及び納付を行う。
経過措置	—	連結納税制度の承認は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度において、グループ通算制度の承認とみなされる。
損益通算	連結グループ内の各法人の所得金額を基礎とし、所要の調整を加えた上で、連結グループ一体として計算	欠損法人の欠損金額の合計額を所得法人の所得の金額の比で配分し、所得法人において損金算入 損金算入された金額の合計額を欠損法人の欠損金額の比で配分し、欠損法人において益金算入
親法人の制度開始前欠損金の扱い	利用制限なし	特定欠損金（その法人の所得の金額を限度として控除ができる欠損金）

point

項目	連結納税制度（現行）	グループ通算制度（改正）
中小企業に対する優遇措置（※）	連結親法人が中小企業である場合は、原則として適用あり	グループ内に1社でも大法人がある場合には、グループ全社で適用なし
子法人の時価評価	一定の要件に該当しない場合、時価評価	時価評価対象子法人の範囲が縮小
子法人の開始・加入前の欠損金	一定の要件に該当しない場合、切捨て	欠損金が切捨てられる範囲が縮小

（※）法人税率、貸倒引当金、交際費の損金算入枠、少額資産等の優遇

## 2. 企業グループ別検討事項

### <連結納税制度を採用していないグループ会社>

#### ① 連結納税制度もしくはグループ通算制度を採用すべきかの判断指針

- ・ 損益通算による税負担減少額が見込めるか？
- ・ 中小企業に対する優遇措置の適用がなくなる場合、影響額はどのくらいか？

#### ② 連結納税制度のうちに採用すべきか、グループ通算制度施行後に導入すべきかの判断指針

- ・ 親法人に繰越欠損金がある場合、連結納税制度のうちに導入すれば利用制限のない非特定欠損金として扱われる

⇒例えば、純粹持株会社形態の企業グループはここに該当する可能性があります！

- ・ グループ通算制度の方が時価評価対象・繰越欠損金切捨て対象となる子法人の範囲が狭い

### <すでに連結納税を採用しているグループ会社>

連結納税をとりやめるかどうかの判断指針

- ・ グループ内に欠損法人がない（損益通算のメリットがない）
- ・ 中小企業に対する優遇措置の適用が受けられず、損益通算の節税効果が減少している

朝日税理士法人では、連結納税導入の簡易無料診断サービスを提供しております。『話を聞いてみたい』『無料診断を実施してほしい』等のご希望ご要望がございましたら、IPO支援チーム (ipo-support@asahitax.jp) までご連絡ください。

## Column

国税庁説明資料『会社標本調査結果 平成30年度分統計表 令和2年5月』によれば連結法人は15,007社（親法人1,751社、子法人13,256社）となっている。連結納税制度は平成15年度の創設以降増加傾向にあるが、「改正の背景」にあるように、損益通算による税負担の減少があるにも関わらず事務的負担から導入に踏み切れない法人も一定数存在する。

なお、2019年1月～2020年6月までの新規上場会社（予定含む）のうち、連結納税制度を適用している会社は、3社（ベース株、株KHC、株コマースOneホールディングス）であった。これらの会社は、損益通算による税負担減少と連結納税に基づく税効果会計の適用により、最終利益の押し上げ等事務的な負担以上のメリットがあったのであろう。